資料５

世田谷区における子どもの権利の具体化と子ども・若者参加

2025年９月２日

東洋大学名誉教授
森田明美

ロジャーハート参画のはしご

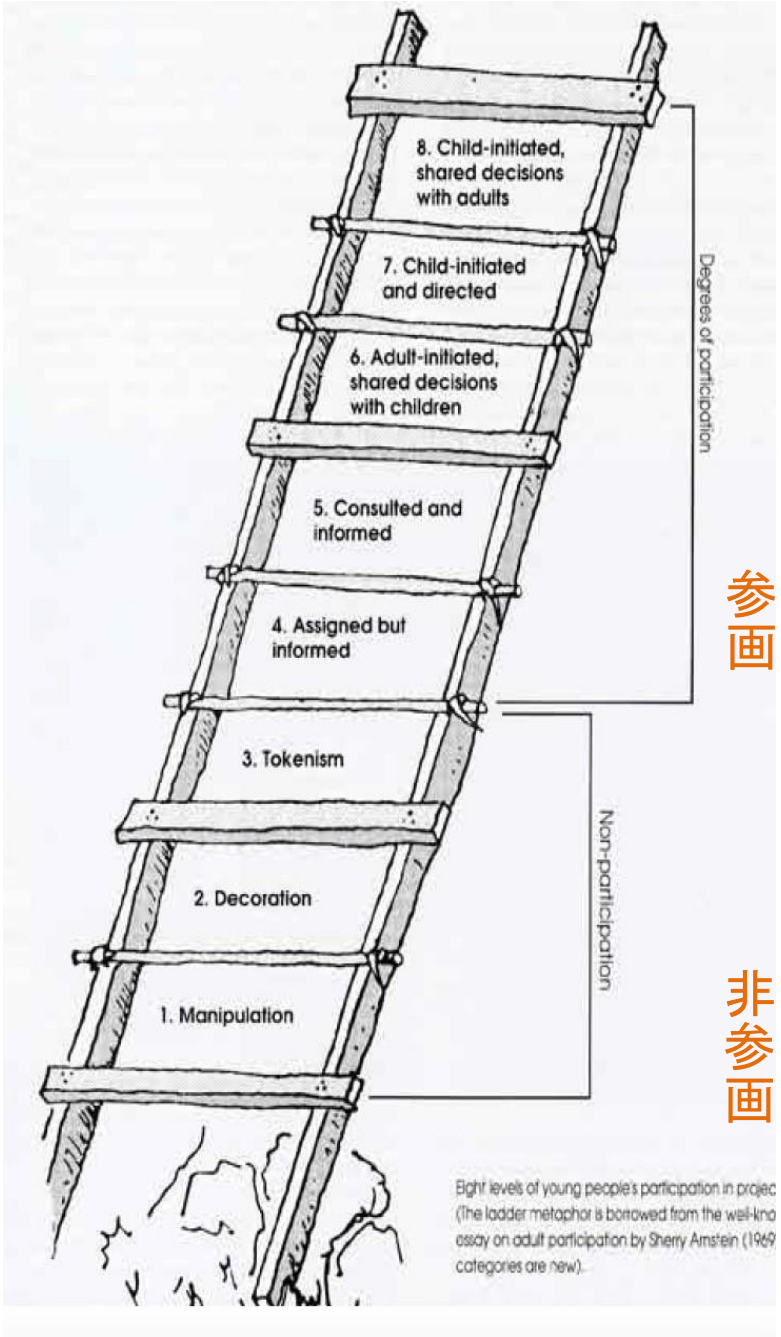

- 8 子ども主導の活動に大人も巻き込む
- 7 子ども主導の活動
- 6 大人主導で意思決定に子どもも参画
- 5 大人主導で子どもが意見提供をする参画
- 4 与えられた役割の内容を認識した上での参画
- 3 形式的参画
- 2 お飾り参画
- 1 操り参画

Roger, 1992

国連：子どもの権利条約（１９８９年採択）　**４つの一般原則**

- **生命、生存及び発達に対する権利（命を守られ成長できること）６条**

　すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長で　きるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。

- **子どもの最善の利益（子どもにとって最もよいこと）３条**

　子どもに関することが行われる時は、「その子どもにとって最もよいこと」を第一に考えます。

- **子どもの意見の尊重（意見を表明し参加できること）１２条**

　子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。

- **差別の禁止（差別のないこと）２条**

　すべての子どもは、子ども自身や親の人種、性別、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。

子どもとは１８歳未満の人
子どもは今を生きる権利の主体である。
子どもの権利を具体化するために、第４４条、４５条に子どもの権利委員会の設置と報告義務、報告・審査・総括所見など、作業方法の規定がある

子どもの権利文化の発信と子ども支援現場でのかかわり方

ー場と人と実践が目指す子どもの権利の具体化

・主権者としての子どもの育ちを支える

「意見表明」と意思決定を支援する

（意見を聴いてもらうことは子どもにとって死活問題である）

- 国連子どもの権利委員会

一般的意見12号意見を聴かれる子どもの権利

「効果的・倫理的かつ意味のある子ども参加のための9つの要件」（2009年）

①透明かつ情報が豊かである ②任意である ③尊重される ④子どもたちの生活に関連している ⑤子どもにやさしい ⑥インクルーシブである ⑦訓練による支援がある ⑧安全であり、かつリスクに配慮している ⑨説明責任が果たされる

出典平野裕二　：https://w.atwiki.jp/childrights/pages/22.html

年	世田谷区子どもの権利事業設置の歴史	区外関連
1994		子どもの権利条約日本批准
2002	【子ども条例施行】	
2004	子ども部設置	
2009	発達障害相談・療育センター「げんき」開設	
2013	【子ども条例一部改正条例施行】子どもの人権擁護機関「せたホッと」設置 青少年問題協議会委員にNPOせたがやっこ参画パートナーズから委員に就任 オルパ実施 小学生・中学生アンケート実施	
2014	世田谷区基本計画「子どもが輝く 参加と協働のまち せたがや」 子ども・若者部設置、子ども・青少年協議会変更（２協定大学から２委員） 青少年交流センター開設（野毛青少年交流センター／池之上青少年会館）	
2015	子ども・子育て応援都市宣言 ◎第２期子ども計画開始	
2016	「ねつせた」開始	

年	世田谷区子どもの権利事業設置の歴史	区外関連
2018	区立保育園（指定保育園）における医療的ケア児の受入開始 希望丘青少年交流センター「アップス」開設、ほっとスクール「希望丘」開設 小学生・中学生アンケート／若者調査実施	
2020	【子ども条例一部改正条例施行】世田谷区児童相談所開設 ◎第２期子ども計画後期計画開始	
2021	池之上青少年交流センターを名称変更し運営委託化	東京都こども基本条例施行
2023	小学生・中学生アンケート／若者調査実施	こども基本法３法施行
2024	子ども若者の参加による子ども条例の改正と子ども計画策定が始まる	
2025	【子ども条例を一部改正した「子どもの権利条例」施行】 ◎第３期子ども・若者総合計画開始 世田谷区子どもの権利委員会、ユースカウンシル事業など開始	

世田谷区における子ども・若者の参加・参画の全体像

年齢や発達に応じた意見表明（フィードバックを含む）の場を設け、
子ども・若者の参加・参画の取組みを推進します。

社会・環境

政策・文化

地域社会

全区の場

地域の場

日常の場

日常的に過ごす場
家庭・学校・施設・活動・地域

応答的な関わりの繰り返し

先生・職員
地域の人
家族・友達

子ども・若者

New 子どもの権利委員会、子ども・若者・子育て会議等の審議会への参加

意見募集・ヒアリング・アンケート調査等での意見表明

New ユースカウンシル事業への参加

New 基金を活用した子ども・若者の主体的な活動助成事業への参加

生徒会サミットへの参加

児童館・青少年交流センター等の居場所での意見表明・自治的活動

子ども・青少年会議等での意見表明

学校生活での意見表明・自治的活動

乳幼児が日常的に過ごす場での意見表明

家庭での対話※

先生や職員との対話※

地域での対話※

※対話には、言葉を聴くだけでなく、乳幼児など意見表明の手段が限定される子どもの思いを受けとめることも含みます。

日常的に、子ども・若者が、意見や考えを聴いてもらえている、と実感できることは、**意見表明や意見形成を支える土台です**。
そのためにも、**子どもへの権利学習や、子ども・若者に関わる大人への子どもの権利に関する広報・普及啓発に取り組みます**。

世田谷区における子ども・若者の参加

青少年協議会委員：若者５人

調査や意見箱などで参加

- 子ども調査
- ヒアリング調査

公的な委員会などへの参加

- 利用施設の運営委員会
- 青少年協議会の大学との協働ー公募委員－ユースカウンシルを活動として実施

子どもの権利の具体化を支える子どもと若者の協力

- 調査を子ども目線で作り直す
- 調査結果の分析
- 意見を言いやすい雰囲気づくりーファシリテーターとしての活動
- 議論のなかでこども・若者の視点を明確にする

世田谷区子ども条例改正のポイント：若者が調査や子どもの意見表明に協力

「子どもの権利が当たり前に保障されるまちを文化として築いていく」ことを目指した条例。

０１ 「子どもの権利」を具体的に明記した

国連「子どもの権利条約」の一般原則を規定するほか、**区の子どもたちが必要と考えた権利を具体的に規定した。**

０２ 子どもの声を反映し思いを込めた

条例の主役である子どもが、条例を自分のものとして受けとめ、自分たちの条例として活かすことができるようにするため、**条例前文などに子どもの思いを反映した。**

０３ 子どもの権利の保障状況を第三者機関が評価・検証する

区が実施する施策等において、子どもの権利が適切に保障されているかを評価・検証する**第三者機関を新たに設置**する。

「子どもの権利条例」の周知啓発

条例・計画できたよ！パンフレット

（めくりのデザイン）
パンフレットを開く時にも楽しさを！
めくり部分は立体的に見えるように、
こだわってます

（クロスワードパズル）
タテ・ヨコのカギは、パンフレットの中身を読むと解ける！
手にとって、読んでもらえるように考えた仕掛けです

子ども版パンフレット編集会議
で意見を出し合って、子ども・若者のみんなと一緒につくりました

子ども・
若者参加に
よる検討

令和６年度子ども条例検討プロジェクト・
子どもの権利に関するシンポジウム

若者施策の方向性について

主に青年期等の若者を対象として、地域に若者の多様なニーズや特性に応じた居場所や活動の機会を充実させることで、安心できる場、信頼できる人との出会い、多様な経験等を通して、「若者が自分らしくチャレンジでき、主体的・継続的に活躍できる」環境づくりを推進する。

高校生世代～青年期の若者

＜背景＞

・子ども期から続く課題と、自立を見据えた若者期特有の課題を併せ持つ

・学齢期を終え、環境が変化し社会とのつながりが希薄になる

・若者の自立は家庭や一個人の問題として捉えられている

＜若者の思い・ニーズ＞

- 孤独だ
- 頼れる人がいない
- 安心できる居場所がほしい
- 働きたい、仕事が不安だ
- 交流・活動したい

R5若者調査（対象：15～29歳）
・孤独だと感じる　21.6%
・自分の精神状態は健康ではないと思う　25.9%

孤立による課題の深刻化
・ひきこもり ・不登校 ・自殺 ・非行
・ヤングケアラー ・就労定着不安 ・貧困
・困難を抱えた若年女性 ・闇バイト（犯罪） など

居場所・活動の機会の充実

～安心できる場、信頼できる人との出会い、多様な経験の充実～

拠点・多機能
ポピュレーションアプローチ

New ❶青年期等の若者を対象としたプログラムの充実

青少年交流センター
主に中高生世代～39歳

- 池之上青少年交流センター
- 野毛青少年交流センター
- 希望丘青少年交流センター

＋

New ❸青少年交流センターの各地域への拡充

青少年交流センターの拡充
若者の実態やニーズを踏まえ各地域に青少年交流センターを整備

ユースコーディネーター

New ❷ユースコーディネーターの配置

サポート

個別のニーズに対応した身近な居場所
主に高校生世代～30歳

New ❹若者（若年女性など）の居場所運営団体への補助事業

個別性の高い課題やニーズに対応

New ❺若者の主体的活動への補助事業

New ❻子ども・若者が参加参画し意見表明する機会

- ユースカウンシル事業
- せたがや若者ファンディング事業

連携・協力

地域資源
- 地区委員会
- 地域団体
- 産業部門
- 就労支援部門
- 保健福祉センター

- 児童館（中高生支援館）
  0歳～18歳
- 大学生が運営する女の子のための居場所 あいりす
  小学校5年生～24歳
- 大学生が運営する中高生のための居場所 たからばこ
  小学校5年生～中高生世代

子ども・若者支援協議会
等の各種会議体
- 若者総合支援センター
- 障害部門
- 医療機関
- 教育機関
- 民生児童委員
- 児童相談所

若者が自分らしくチャレンジでき、主体的・継続的に活躍できる

世田谷区子ども若者施策の原則と子どもの権利条約

子どもの権利条約の４つの一般原則

１．生命、生存及び発達に対する権利（命を守られ成長できること）６条

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。

２．子どもの最善の利益（子どもにとって最もよいこと）３条

子どもに関することが行われる時は、「その子どもにとって最もよいこと」を第一に考えます。

３．子どもの意見の尊重（意見を表明し参加できること）１２条

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。

４．　差別の禁止（差別のないこと）２条

すべての子どもは、子ども自身や親の人種、性別、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。

世田谷区子・若計画を貫く4つの原則

１子どもの権利と最善の利益の保障

子どもを権利の主体とし、一人ひとりの気持ちや個性、考えを尊重し、その権利と最善の利益を保障する。

２子ども・若者の意見表明と参加・参画

３多様な関わりの中で、切れ目なく支える

４子ども・若者とともにすすめる地域社会づくり

子ども・青少年協議会の評価・検証及び課題整理

（１）　若者の交流と活動に関すること

分類	評価・検証及び課題整理
①若者の交流と活動の場	・　居場所を必要としている方に情報が届くよう周知・広報を行う必要がある。（学校でのチラシ配布等） ・　学齢期以降の子ども・若者を対象とした居場所が少なく、子ども・若者が身近なところに権利が守られた居場所を持てる環境をつくる必要がある。 ・　小さな子どもたちと関わって育った中高生は、大学生ボランティアにつながりやすい。そのような循環を作っていく具体的な支援ができるとよい。 ・　若者がふらっと出入りして集うことができ、交流・活動できる場（若者サロン）があるとよい。
②地域での若者の参加・参画）	・　生きづらさを抱えた若者と活発な若者の交流など、多様な若者同士の関係づくりの視点も必要である。 ・　若者支援者・団体、居場所スタッフ、行政職員等の交流を活発に行う必要がある。 ・　若者の意見の政策反映について、計画の中に位置付ける必要がある。ユースカウンシルは参加のハードルが高いため工夫が必要。一部の人だけが参加する形式より、たくさん会議体があり、いろんな若者が参加できる形式のほうがみんなで活発な議論ができるのではないか。 ・　豊かな体験を通して、日ごろからの関係づくりをすることが大切。（子ども・若者と一緒につくるイベント等） ・　若者が社会に関わるしくみづくりができるとよい。若者が母親や乳幼児と触れ合う機会など。つながりが生まれ、将来の子育てのイメージもできる。

【政策の柱】

New
１　子ども・若者の参加・参画をすすめ、子どもの権利が保障されるまち（地域）を実現します

２　乳幼児期の支援を通じて、子どもの育ちの土台づくりと、健やかな成長を支えます

３　子どもが、安心を土台に、ポジティブな体験や挑戦を重ねながら、のびのびと遊び、育つことができる環境をつくります

New
４　若者が、地域での様々な活動や交流、支援を通じて、主体的、継続的に活躍できる環境をつくります

New
５　子ども・若者が、障害の有無、生まれや育ちの環境に関わらず、安心して育つことができる地域をつくります

６　人や支援につながりながら、地域で心地よく子育てができるよう、家庭に寄り添い、妊娠期から切れ目なく支えます

７　子どもの命と権利を守るセーフティネットの整備により、地域で安心して暮らすことができる環境をつくります
（社会的養育推進計画の見直しの中で議論）

第3期は、「子ども主体（子どもの最善の利益）」の考えを引継ぎつつ、子どもの権利条約及び世田谷区子ども条例に則り、子ども・若者の声を聴きながら、子どもの権利が保障されるまちを文化として築くために、**子どもの権利に基づいたウェルビーイング※1の実現**を本計画の目標として、以下のとおり、定めます。

【計画の目標】

子どもが権利の主体として、一人ひとり※2の
健やかな育ちが保障され、子ども・若者が、
自分らしく幸せ（ウェルビーイング※1）な今を生き、
明日からもよい日と思える※3社会を実現する。

※１「ウェルビーイング（Well-being）」
　…身体的、精神的、社会的に満たされ、その人にとってちょうど心地よい、幸せな状態であることをいいます。
※２「一人ひとり」
　…個人の尊厳を尊重し、年齢、性別、LGBTQなどの性的指向及びジェンダーアイデンティティ、国籍、障害の有無などにかかわらず、多様性を認め合い、自分らしく暮らせる地域社会を築くという共生社会の実現に向けた考えを踏まえます。
※３「明日からもよい日と思える」
　…主語は子ども・若者です。子ども・若者にとっての明日、明後日、その先の未来の時間も含みます。
　「将来」や「未来」という言葉は、「未来の宝」という大人側の想いが想像されるため、使用していません。

3　計画を貫く4つの原則

本計画の推進にあたっては、第2期計画の「基本コンセプト＝子ども主体」を実現する施策を実施する上での、「3つの視点」として掲げた「つなぐ・つながる」、「参加と協働」、「地域の子育て力」を改め、新たに、本計画における「計画を貫く4つの原則」を定めます。**政策及び施策を実施するにあたっては、この原則を踏まえます。**

1 子どもの権利と最善の利益の保障

子どもを権利の主体とし、一人ひとりの気持ちや個性、考えを尊重し、その権利と最善の利益を保障する。

2 子ども・若者の意見表明と参加・参画

年齢や育ちにあわせて、様々な場面や機会で、子ども・若者の声※を聴き、対話しながら、ともにウェルビーイングを実現する。

3 多様な関わりの中で、切れ目なく支える

子ども・若者一人ひとりの心身の育ちや状況にあわせ、多様な関わりの中で、切れ目なく、重なりあいながら、支える。

4 子ども・若者とともにすすめる地域社会づくり

子ども・若者、保護者、区民とともに、多様なコミュニティの中で、互いを尊重しながら、育っていける地域社会をつくる。

※声…意見だけでなく、広く気持ちや考えを含むものであり、子どもの年齢や発達に応じて、言語化された声のみならず、遊びや身振り等の非言語のコミュニケーションも含んでいる。
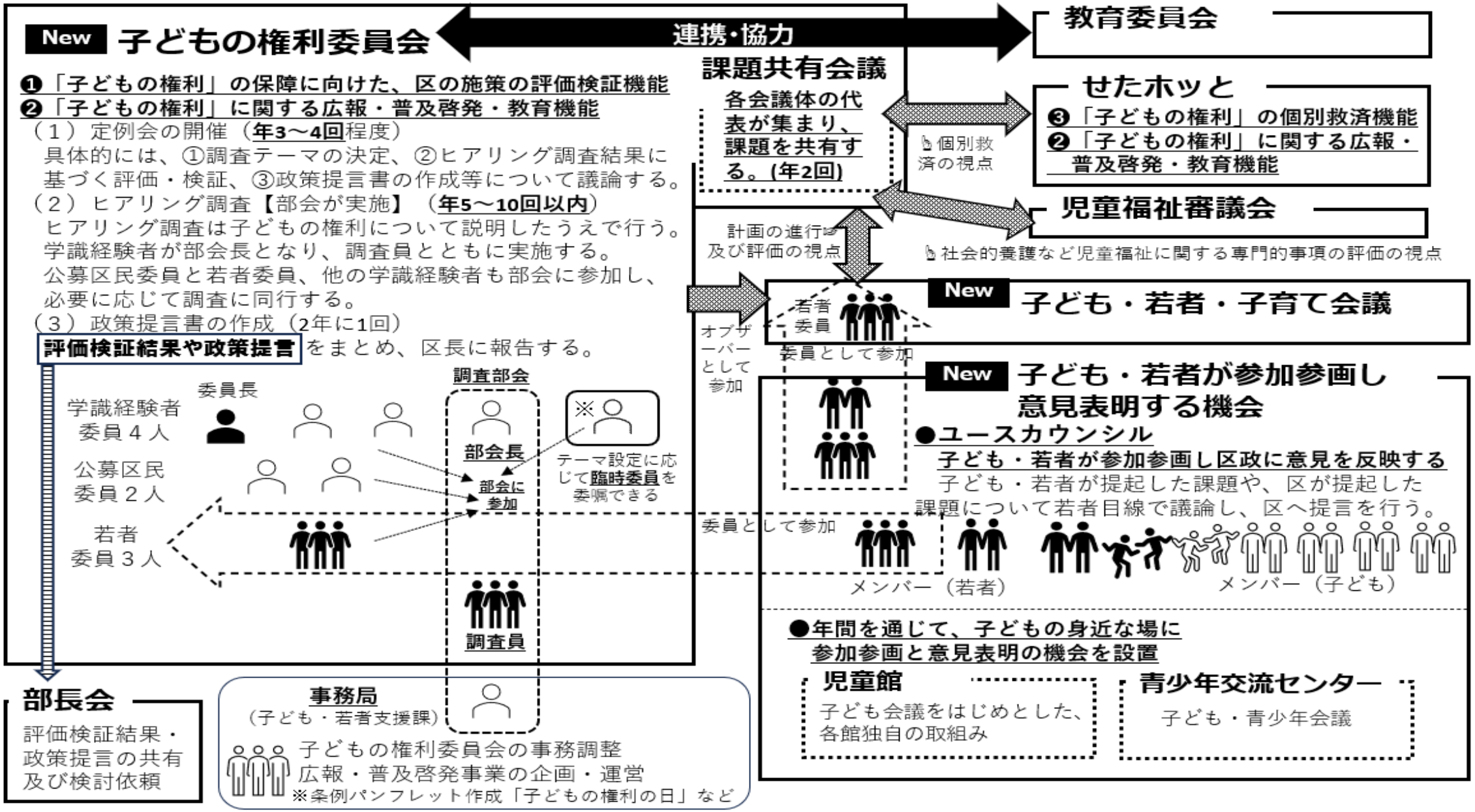
子どもの権利委員会の体制